

代表者等が同一である事業者の入札参加制限について

鈴鹿市では、執行する入札において、同一人物が代表者・受任者(支店長等)を務める事業者の同一入札への参加を制限しています。

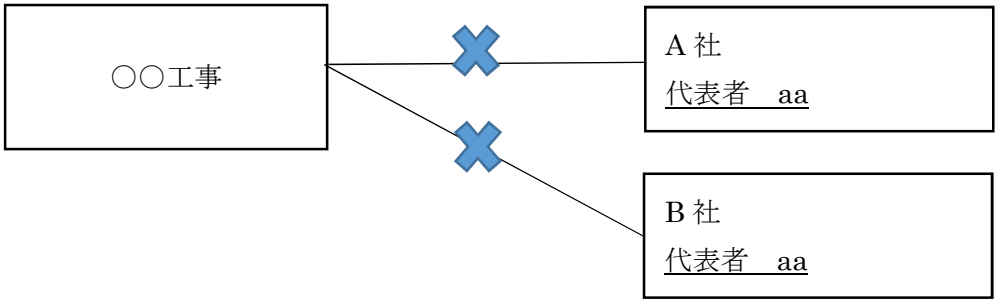
※鈴鹿市入札参加資格者名簿の登録については、制限していません。

同一人物が代表者・受任者(支店長等)を務める事業者の同一入札への参加については、談合等の疑念が生じる可能性があり、入札参加者間の公平性の確保等公正な入札の執行の観点から認められません。同一人物が代表者・受任者(支店長等)を務める複数の事業者が入札に参加した場合は、その複数の事業者の入札はすべて無効、または失格とします。

【同一入札への参加が制限される関係】

○同一事項の入札につき 2 以上出された入札

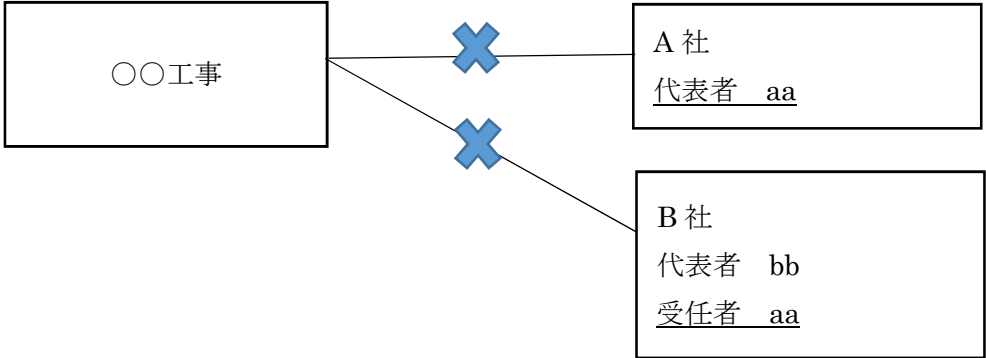
代表者が同一人物の場合



※受任者が入札した場合も、同一人物が代表者を務めている場合は、無効、または失格とします。

○同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

代表者と別の事業者の受任者が同一人物の場合



別の事業者の受任者が同一人物の場合

